

車両故障対応

「正しい処置、遅延なし、二次故障なし」

で何故再教育なのか！

皆川裁判

酒井・庭山両証人会社の不当性証言！

7月4日東京地方裁判所において、日勤再教育、運転士職剥奪（職名変更）、会社の異常な対応の不当性を訴えた「皆川裁判」の証人尋問が行われました。今回は、新幹線地本酒井副委員長、東二運分会庭山分会長及び新幹線鉄道事業本部近藤運用課長の主・反尋問が行われました。

酒井証人は、本件再教育、職名変更がJR東海労所属の皆川さんを狙った不当な差別攻撃であることを暴露しました。あわせて会社が如何にJR東海労の弱体化を意図して不当労働行為を繰り返してきたのか赤裸々に証言しました。

庭山証人からは、皆川さんの車両故障対応が如何に的確であったのかを証言し、遅延や二次故障なども発生させず、すべて自力で判断し正しく対処した事実関係を明らかにしました。また、他の事象との比較において、皆川さんの日勤再教育が差別的であり、会社の恣意的判断で行われたことを暴露しました。

近藤運用課長は、あえて今回の裁判用にのみ作成した「再教育実施基準」（のような物）をデッチ上げそれをもとに、正当性を証言しましたが、自ら陳述した他事象との比較でも、皆川さんの再教育の差別的対応が逆に浮き彫りになりました。

今回は、7月25日13時30分から皆川さんと古屋運用課課長代理の証人尋問です。多くの組合員の結集を！

近藤課長、裁判対策の「再教育実施基準」デッチ上げかつ？